

本件ソフトウェア使用許諾条件

1. 本使用許諾契約第1条第13項に定めるソニーソフトウェアに適用される許諾条件：

本許諾条件は、ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社（以下「ソニー」といいます。）からお客様への本使用許諾契約第1条第13項に定めるソニーソフトウェアの使用権の許諾に関する条件を定めるもの（以下「本使用許諾契約」といいます。）です。ソニーソフトウェアを使用いただく前に、本使用許諾契約をお読み下さい。お客様によるソニーソフトウェアの使用開始をもって、本使用許諾契約にご同意いただいたものとします。

なお、ソニーソフトウェアの中には、ソニー以外のソフトウェアの権利者が定める使用許諾条件（GNU General Public license (GPL)、Lesser/Library General Public License (LGPL)を含みますが、これらに限られるものではありません。）を伴うソフトウェア（以下「対象外ソフトウェア」といいます。）が含まれている場合があります。対象外ソフトウェアの使用は、各権利者の定める使用許諾条件に従っていただくものとします。

第1条（定義）

本使用許諾契約において使用される以下の各用語の意味は、次の各号に定義されたとおりとします。

- (1) 「AI モデル」とは、お客様が準備する又はソニー若しくは第三者が提供する AI モデルをいいます。
- (2) 「Brain Builder」とは、リセラー又はソニーが提供する Neurala, Inc.の Brain Builder ソリューション/ソフトウェアをいいます。
- (3) 「知的財産権」とは、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）、著作権、回線配置利用権、育成者権、その他の知的財産に関して法律上保護される利益に係る権利及びかかる権利の取得又は登録を特許庁等に対して出願する権利をいいます。
- (4) 「ソニー製品」とは、ソニーの IMX500/501 イメージセンサー及びソニーが別途指定する製品をいいます。
- (5) 「カメラ製品」とは、ソニー製品とともに動作する、ソニーが指定するカメラ製品をいいます。
- (6) 「関係会社」とは、①ソニーによって、直接的または間接的を問わずその発行済議決権付株式の過半数を所有する法人、②ソニーの親会社及び③ソニーの親会社が直接的または間接的を問わずその発行済議決権付き株式の過半数を所有する法人をいいます。

- (7) 「対象地域」とは、欧州地域、日本地域、APAC 地域又は北米地域のうち、ソニーがリセラーに指定する地域をいいます。
- (8) 「制限地域」とは、米国等の適用法に基づく、輸出、輸入、金融又は投資の全般的な禁止又は制限の対象である国／地域又は領域をいいます。
- (9) 「リセラー」とは、ソニーソフトウェアをお客様に販売するために、ソニーソフトウェアの使用に関する契約をお客様と締結する者をいいます。
- (10) 「ファームウェア」とは、カメラ製品又はソニー製品用の、ソニーが提供するファームウェアをいいます。
- (11) 「許諾ツール」とは、カメラ製品又はソニー製品用の、ソニーが提供するファームウェア以外のソフトウェア又はツールをいいます。
- (12) 「許諾文書」とは、ソニーが提供する、ファームウェア及び許諾ツール以外のすべての文書又はその他の資料をいいます。
- (13) 「ソニーソフトウェア」とは、ファームウェア、許諾ツール、許諾文書及びそれらのアップデート・アップグレード版をいいます。
- (14) 「トライアルライセンス」とは、第10条に定める許諾期間において、試用目的に限りソニーソフトウェアを無償で 사용할 ことができるライセンスをいいます。

第2条（総則）

ソニーソフトウェアは、日本国内外の知的財産権に関する法令によって保護されています。ソニーソフトウェアは、本使用許諾契約の条件に従いソニーからお客様に対して使用許諾されるもので、ソニーソフトウェアの知的財産権はお客様に移転いたしません。

第3条（使用権）

ソニーは、お客様がリセラーにソニーソフトウェアの対価を支払うことを条件として、本使用許諾契約の期間中、ソニーソフトウェアについて、本使用許諾契約の条件及びマニュアル等の指示・注意事項に従って以下のように使用する、取消可能、非独占的かつ譲渡不能な権利（サブライセンス権なし）をお客様に付与します。

- 1) ソニー製品又はカメラ製品にファームウェアをインストールし、カメラ製品をソニー製品とともに動作させる目的で使用する。
- 2) AI モデルをカメラ製品に搭載するために、ソニー製品に適した形式に変換、パッケージングする目的で許諾ツールを使用する。
- 3) 許諾ツールをソニー製品、カメラ製品、又はコンピュータ端末にインストールし、ソニー製品又はカメラ製品の使用に必要な範囲並びに上記 1) 及び 2) に定める目的（以下「本目的」といいます。）にのみ使用する。
- 4) 本目的のために必要な範囲にのみ、許諾文書を使用する。

第4条（ソニーソフトウェアの権利）

1. ソニーソフトウェアに関する知的財産権は、ソニー、ソニーの関係会社またはソニーが本使用許諾契約に基づきお客様に対して使用許諾を行うための権利をソニーまたはソニーの関係会社に許諾した原権利者（以下「原権利者」といいます。）に帰属するものとし、お客様はソニーソフトウェアに関して本使用許諾契約に基づき許諾された使用権以外の権利を有しないものとします。
2. お客様がソニーソフトウェアに関するフィードバックまたは提案（以下「フィードバック」といいます。）をソニーに提供する場合、お客様は、フィードバック（当該フィードバックの使用に必要な範囲で、当該フィードバックに含まれるリセラーの知的財産権を含みます。）を、ソニー及びその関係会社が使用、複製、変更、派生物の作成、表示、配布、商業利用、及びソニー又はその関係会社の製品又はサービスに組み込むための、非独占的で全世界で有効な、無償かつ全額払込済みの、取消不能かつ譲渡可能でサブライセンス可能な、永久的なライセンスを、ソニー及びその関係会社に許諾するものとします。

第5条（使用制限）

1. お客様は、以下の行為を試みたり、実行したり、又は第三者が試みたり実行することを支援したり、奨励したりすることはできません。
 - 1) 当該制限が法律により禁止されている場合を除き、ソニーソフトウェアの逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング若しくは分析、又はこれらに類似するその他の行為。（コンテンツ保護、アクセス制御若しくはその他の機能を分解又は回避すること、又はソニーソフトウェアの欠陥を意図的に利用することを含みます。）
 - 2) 本使用許諾契約に違反する行為。
 - 3) AI を推測し、入力に関連する出力を分析することにより、ネットワーク構造を意図的に分析又は復元すること、学習データを含む情報の復元、又は学習用パラメータの復元、又はそれらのいずれかを漏洩すること。
 - 4) ソニーソフトウェアのいずれかの部分への不正な手段によるアクセス又は使用。
 - 5) ソニーソフトウェアのソースコード又は機械学習プロセスへのアクセス。
 - 6) ソニーソフトウェアの全部又は一部の修正。
 - 7) ①ソニーソフトウェア又はその派生物の全部若しくは一部のソースコードの開示又は頒布の義務を生じさせ、②ソニーによるソニーソフトウェアに関連する権利の行使を制限し、又は③オープンソース・ソフトウェアに適用されるライセンス条件によりソニーソフトウェアの全部又は一部が影響を受けるようなオープンソース・ソフトウェア（GPL、LGPL 又は Apache ライセンスに基づいてライセンスされたソフトウェアを含みます。）の使用。
 - 8) ソニーの書面による明示的な許可を得ずに、ソニーソフトウェアを複製、複写、コ

ピー、販売、再販売又は利用すること。

- 9) ソニーソフトウェアのいずれかの部分を、流通又は販売する（又は、流通若しくは販売の提案を行う）こと。
 - 10) ソニーソフトウェアのいずれかの部分を、マニュアル又はソニーが提供するその他の文書に記載されている事項に違反する方法で使用する。
 - 11) ソニーが書面により明示的に要求した場合以外で、ソニーに個人データを提供すること。
 - 12) その方法の如何を問わず、知的財産権等、その他の法令、第三者との間で締結した契約若しくは第三者の知的財産権等を侵害、不正流用すること。
 - 13) ソニーソフトウェアを犯罪目的で使用する。
 - 14) ソニー又は第三者（知的財産権等、企業秘密、評判、プライバシー、肖像権、パブリシティー権及び所有権を含みます。）の権利又は法律上保護される利益の侵害。
 - 15) ソニーとの虚偽の関係によるか、お客様の身元若しくは目的を不正に偽ることによるか、又はその他の手段によるかを問わず、いずれかの個人又は事業体（お客様又はソニーの従業員を含みます。）に成りすますこと。
 - 16) 何らかの形態の過度の自動一括処理のため、自動化された手段によりソニーのサーバーに過度の負担をかけるため、又はソニーのサーバーを介した何らかの形態の一方的な広告若しくは勧誘の中継のために、ソニーのサーバーを使用すること。
 - 17) 第三者の個人情報の悪用。
 - 18) マネーロンダリング防止若しくはテロ防止に関する法令又は日本、米国、英国、欧州連合、スイス、国際連合において実施されている経済制裁に関する法令において制裁対象となる企業・組織に対してソニーソフトウェアの使用権を販売すること。
又は
 - 19) 自動化されたプロセスを通じて（ボット、Web クローラー、スクレーピングによる場合を含みます。）、又はその他のデータマイニング手法若しくはそれに類する抽出手法を試みることにより、ソニーソフトウェアから情報を抽出すること。
2. お客様は、ソニーソフトウェアが武器等を設計、開発、製造、変更、使用又は保管するために使用されないこと、及び、国際連合、日本、米国、欧州連合又はこれらの管轄下にあるその他の国若しくは地域が実施する貿易管理又は経済制裁の違反を引き起こす可能性のある行為を行わないことを表明し、保証します。「武器等」とは、攻撃（すなわち、殺人又は破壊行為）に対抗するために設計されたか、又は攻撃への対抗のために転用及び利用することが可能な製品、ソフトウェア、技術又はサービスをいい、かかる製品、ソフトウェア、技術又はサービスのために特別に設計された部品、付属品及び/又はソフトウェアが含まれます。武器等には、(a)あらゆる種類の銃（猟銃及びスポーツ銃を含みます。）及びそれらの銃のための眼鏡照準具、(b)戦車、戦艦、潜水艦及び戦闘機（攻撃ヘリコプターを含みます。）、(c)爆発物、(d)生物兵器又は化学兵器、(e)ミ

サイル、(f) 攻撃兵器を装備した無人航空機（生物兵器又は化学兵器の散布機構を含みます。）、並びに(g) 上記物品の誘導又は姿勢制御のために特別に設計された装置又はプログラムが含まれます。

3. お客様はソニーソフトウェアを対象地域内でのみ利用する必要があります。
4. ソニーソフトウェアは制限地域内では提供されません。お客様は、お客様が制限地域内に所在しているか、又は制限地域内で登録されている場合には、ソニーソフトウェアにアクセスしたり、それらを使用することはできません。本項に違反してソニーソフトウェアが使用された場合は、ソニーによる本使用許諾契約の重大な違反となり、本使用許諾契約が直ちに停止又は終了される場合があります。
5. お客様は、ソニーが提供するソニーグループ AI 倫理ガイドライン (https://www.sony.com/en/SonyInfo/csr_report/humanrights/AI_Engagement_within_Sony_Group.pdf) を遵守するものとします。お客様は、常に最新のソニーグループ AI 倫理ガイドラインを確認し、これに従うものとします。
6. お客様は、お客様によるソニーソフトウェアの使用に関連するあらゆる法令を遵守するものとします。これらの法律には、お客様による許諾製品の使用に適用される地方の法律、州法、連邦法及び国際法が含まれます。お客様は、直接であるか間接的（例えば、他の者を支援する場合等）であるかを問わず、ソニーソフトウェアを犯罪行為に利用しないものとします。
7. お客様は、トライアルライセンスを使用する場合、試用目的に限りソニーソフトウェアを使用するものとします。
8. お客様が、Brain Builder によって学習された AI モデルを、カメラ製品にインストールする目的で、トライアルライセンスを含む本使用許諾契約により付与されたライセンス対象ツールを使用して、ソニー製品に適した形式に変換、パッケージングする場合、当該 AI モデルがインストールされるカメラ製品（以下「インストール済みカメラモデル」といいます。）の総台数は、ソニーが別途指定した場合を除き、Brain Builder 1 ユニットにつき「Brain Builder for AITRIOS」（そのアップデート版を含みます。）の場合は 15 台、「Brain Builder-Detection/Classification for AITRIOS」（そのアップデート版を含みます。）の場合は 5 台までとします。「ユニット」とは、リセラー又は Neurala, Inc. が指定する Brain Builder のライセンスユニットをいいます。Brain Builder によって学習された AI モデルがカメラ製品にインストールされた時点で、その後、当該カメラ製品から AI モデルが削除又は除去されたとしても、当該カメラ製品は、インストール済みカメラモデルとしてカウントされるものとします。
9. お客様は、前項で許可される台数を超えて、Brain Builder によって学習された AI モデルをカメラ製品にインストールすることを希望する場合、事前にソニーに通知し、適切なライセンスを取得するものとします。
10. お客様は、第 8 項に違反し、許可される台数を超えて Brain Builder によって学習さ

れた AI モデルをカメラ製品にインストールした場合、当該超過分に相当するライセンス料を含むソニーが被ったすべての損害について、ソニーに賠償するものとします。

第6条（責任の範囲）

1. ソニーは、ソニーソフトウェアに関して、内容等の正確性、安全性その他のいかなる事項についても、明示または黙示を問わず何らの保証も行わないものとし、お客様によるソニーソフトウェアの利用に起因する損害その他の結果について一切責任を負わないものとします。
2. ソニーは、ソニーソフトウェアに関して、エラー、バグ等の不具合がないこと、ソニーソフトウェアが中断なく稼動すること、ソニーソフトウェアの使用がお客様および第三者に損害を与えないことならびに第三者の知的財産権を侵害していないことその他のいかなる事項についても、明示または黙示を問わず何らの保証も行いません。ただし、ソニーは、エラー、バグ等の不具合に対応するため、ソニーソフトウェアのアップデートファイル等の提供によるソニーソフトウェアの修正または当該エラー、バグ等についての問い合わせ先の通知を行うことがあります。本項に定めるアップデートファイル等の提供方法または問い合わせ先の通知方法はソニーがその裁量により定めるものとします。
3. ソニーソフトウェアの動作や機能が依存する可能性のある、ソニーソフトウェア以外の製品、ソフトウェアまたは AI モデル（当該製品、ソフトウェアまたは AI モデルは第三者が提供する場合に限られず、ソニーが提供する場合も含みます。）は、当該製品、ソフトウェアまたは AI モデルの提供者の判断により、その機能等の全部または一部が変更され、または提供や稼働が中断もしくは終了する場合があります。ソニーは、ソニーソフトウェアの動作や機能が依存する可能性のあるこれらの製品、ソフトウェアまたは AI モデルが、変更、中断なく将来に亘って正常に提供され、稼動することを保証いたしません。
4. 本使用許諾契約の他の規定にかかわらず、ソニーは、その債務不履行または不法行為によりお客様に損害が生じた場合、お客様に通常生じうる損害の範囲内で、かつ、お客様がソニーソフトウェアの対価としてリセラーに支払った直近 6 ヶ月の金額の合計額を上限として、これを賠償する責任を負うものとし、特別な事情から生じた損害その他の結果（発生を予見または予見し得た場合を含みます。）については一切責任を負わないものとします。ただし、ソニーは、その故意または重大な過失による債務不履行または不法行為に起因してお客様に生じた損害に対する賠償責任については、免責されないものとします。
5. ソニーソフトウェアや付随するサポート等は、本使用許諾契約に基づき、ソニーからお客様に対して提供されるものであり、ソニーの関係会社や原権利者は、法令上別段の定めがある場合およびソニーの関係会社や原権利者がお客様と別段の合意をした場合を

除き、ソニーソフトウェアや付随するサポート等に関してお客様に対し一切責任を負わないものとします。

6. ソニーは、AI モデルの正確性若しくは内容、又は AI モデルに関してソニーが提供したいかなる情報についても保証せず、当該情報に関して一切の責任を負わないものとします。お客様は、これらの情報が全て、AI モデルの性能は再学習又はコンバートによって変化する可能性があることをご理解の上で使用するものとします。また、ソニーは、AI モデルが法令に違反しないこと、及び AI モデルが第三者の権利を侵害又は不正使用しないことについては保証せず、AI モデルに関して一切の責任を負わないものとします。
7. ソニーは、セキュリティ機能の強化、エラー訂正、機能の改善などを目的として、ソニーソフトウェアを更新又は修正することがあります。お客様は最新のソニーソフトウェアを利用するものとします。

第7条（第三者に対する責任）

お客様がソニーソフトウェアを使用することにより、第三者との間で権利侵害その他の事由により紛争が生じたときは、お客様自身が自らの費用と責任で解決するものとし、ソニー、ソニーの関係会社および原権利者に一切の迷惑をかけないものとします。

第8条（監査）

お客様は、第5条第8項に定めるインストール済みカメラモデルの総台数に関する完全かつ正確な記録（以下「本記録」といいます。）を作成及び維持し、ライセンス期間中及び本使用許諾契約の終了又は解約後2年間（以下「監査期間」といいます。）、本記録を保持するものとします。ソニー又はその指定された監査人は、監査期間中、通常の営業時間において本記録を監査する権利を有するものとします。

第9条（商標）

AITRIOS 及び AITRIOS のロゴは、ソニーグループ株式会社又はその関係会社の登録商標又は商標であり、ソニーグループ株式会社の書面による事前の同意（かかる同意はいかなる理由でも、又は理由なく、留保することができます。）がない限り、いかなる方法によっても使用してはならないものとします。

第10条（許諾期間）

本使用許諾契約の有効期間は、お客様とリセラーとの間で別途締結される、ソニーソフトウェアの使用に関する契約に従うものとします。本条にもかかわらず、トライアルライセンスが許諾される期間は、ソニーが別途指定しない限り、1ヶ月とします。

第11条（解約）

1. ソニーは、お客様が本使用許諾契約に違反した場合（次項に定める場合を除きます。）であって、ソニーがお客様に対し、お客様による違反事項を特定したうえで書面により通知し、お客様が当該通知から 30 日以内に違反状態を解消しなかった場合（ただし、性質上違反状態を解消することができない場合、猶予期間は不要とします。）、ソニーは、書面によりお客様に対して通知することにより自己の裁量により本使用許諾契約の一部又は全部を解約することができます。
2. ソニーは、お客様が以下の各号に該当した場合、解約通知を書面にて送付の上、直ちに本使用許諾契約の一部又は全部を解約することができるものとします。
 - 1) 監督官庁より本使用許諾契約の履行に必要な営業許可の取消、営業停止等の処分を受け、又は本使用許諾契約の履行に必要な機能を失ったとき。
 - 2) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき又は公租公課の滞納催告若しくは保全差押えを受けたとき。
 - 3) 振り出した手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき、支払の停止（第三者に対する一度の金銭支払い債務不履行を含む。）があったとき又は支払不能の状態に陥ったとき。
 - 4) 破産、特別清算、民事再生若しくは会社更生の手続開始の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てを行ったとき。
 - 5) 債務の履行猶予の申し出（第三者に対する債務の履行猶予の申し出を含む。）を行う等、資産状況が極度に悪化したとき又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
 - 6) 解散、合併、会社分割若しくは事業の重要な部分の譲渡を行ったとき又は当該決議がなされたとき。
 - 7) 第3条、第5条及び第9条を含む本使用許諾契約の重要な事項に違反したとき。
3. ソニーは、前条又は本条第1項若しくは第2項の規定に基づく本使用許諾契約の終了又は解約につき、お客様に対して何らの損害賠償責任を負わないものとし、この場合において、ソニーによる他の権利行使及び救済が妨げられるものではないものとします。

第12条（契約終了後の措置）

1. 本使用許諾契約が解約または終了された場合、お客様はソニーソフトウェアの使用を直ちに中止し、ソニーソフトウェアをソニーに対し返却又は破棄するものとします。
2. ソニーソフトウェアを返却又は破棄する場合、お客様は、返却又は破棄方法についてソニーからの指示に従うものとし、返却又は破棄に要する費用及び危険はお客様の負担とするものとします。また、お客様は、ソニーから要請があった場合、かかる要請に従いソニー指定の形式にて当該返却又は廃棄を行った旨の証明書をソニーに対して提出するものとします。
3. 本使用許諾契約が解約または終了された場合においても、本使用許諾契約の第1条、第

2条、第4条、第5条第10項、第6条、第7条、第8条、第9条、第11条第3項、第12条及び第13条の規定は、なお有効に存続するものとします。

第13条（その他）

1. 本使用許諾契約は、日本国法に準拠するものとします。
2. 本使用許諾契約の一部条項が法令によって無効となった場合でも、当該条項は法令で有効と認められる範囲で依然として有効に存続するものとします。
3. いずれの当事者も、天災、火災、洪水、地震、氷嵐、暴風等の厳しい気象事象、爆発、破壊行為、ケーブル切断、テロ行為、反乱、暴動等の市民の混乱、国若しくは地域の緊急事態、通行権の獲得不能、政府当局による適時措置の不実施、ストライキ、工場閉鎖若しくは休業による機器、材料等の供給品の入手不能、又は民間政府当局若しくは軍事政府当局の法律、命令、規制、指令、措置若しくは要求を含め、当該当事者の合理的な管理の及ばない原因（以下、それぞれを「不可抗力事由」といいます。）による本使用許諾契約に基づく履行の遅延又は不履行（但し、プロジェクト登録法人の支払義務を除きます。）については責任を負わないものとします。不可抗力事由により何らかの責務又は義務の履行に要する時間が増加した場合には、影響を受けた当事者は、完了のための時間を公正に延長する権利を与えられるものとします。不可抗力事由に起因する履行遅延が30日を超えた場合、いずれの当事者も、相手方当事者への書面による通知をもって直ちに本使用許諾契約を終了させることができ、当該終了に関連していかなる責任も負わないものとします。
4. お客様は、ソニーの書面による事前承認を得ていない限り、本使用許諾契約に基づく地位又は権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、若しくは引き受けさせ、又は担保として供してはならないものとします。ソニーは、お客様から承認を得ることなく、本使用許諾契約に基づく地位又は権利義務の全部若しくは一部を、ソニーの関係会社を含む第三者に譲渡することができます。本使用許諾契約は、お客様が本使用許諾契約の当事者であることを根拠として、お客様以外のいかなる者に対しても、いかなる権利又は利益も提供することはないと、また、提供することを意図するものでもありません。
5. ソニーの関係会社および原権利者は本使用許諾契約の第三受益者として取り扱われるものとし、関連する本使用許諾契約上の権利を直接行使しあるいは免責等を援用することができるものとします。
6. 本使用許諾契約に定めなき事項または本使用許諾契約の解釈に疑義を生じた場合は、お客様およびソニーは誠意をもって協議し、解決するものとします。お客様とソニーとの間に本使用許諾契約に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2 Brain Builder に適用される許諾条件：

ソニーは、**Brain Builder** に適用される許諾条件を別途指定するものとする。